

(設置)

第1条 豊かな自然や景観を生かし、市民に憩いの場を提供するとともに、地域農業の振興と地域の活性化を図るため、姫路市夢さき夢のさと(以下「夢のさと」という。)を設置する。

(位置)

第2条 夢のさとの位置は、次のとおりとする。

姫路市夢前町神種1281番地2

(事業)

第3条 夢のさとは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農産物の加工を体験する場を提供すること。
- (2) 農村環境や自然学習のための宿泊の場を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、夢のさとの設置の目的を達成するために必要な事業

(利用時間)

第4条 夢のさとの各施設の利用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 夢のさとの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

- (1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日(月曜日を含んで連続した休日がある場合においては、連続した休日の最後の日の翌日)とする。
- (2) 12月29日から翌年1月2日まで

(使用許可)

第6条 別表第2区分の欄に掲げる夢のさとの施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、使用許可に際し、夢のさとの管理に必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 夢のさとの設置目的に反する使用をし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 夢のさとの建物、建物の附属設備、器具、備品等(以下これらを「建物等」という。)を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあると認めるとき。
- (4) 夢のさとの管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (5) その他市長が不相当と認めるとき。

(目的外使用の禁止等)

第8条 使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外に施設を使用し、又は使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(許可の変更等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対して、その使用許可の変更若しくは使用の停止を命じ、又はその使用許可を取り消すことができる。この場合において、使用者に生じた損害については、市は、その責めを負わない。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこれに基づく規則又は使用許可条件に違反して夢のさとを使用したとき、又は使用しようとするとき。
- (2) 使用者が、偽りその他不正の手段により使用許可を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力によって使用させることができなくなったとき、又は使用させることが不相当と認められるとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、市長が、公用、保安又は管理上の都合により特に必要と認めるとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表第2に定める使用料(消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。)を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第9条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合により夢のさとを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第13条 使用者は、その使用する建物等を善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 使用者は、夢のさとの係員が職務執行のために使用中の場所に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(特別の設備)

第14条 使用者は、既存の設備を変更し、又は特別な設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要と認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前2項に規定する設備をしたときは、使用許可期間満了までにこれを撤去し、原状に復さなければならない。

(行為の禁止)

第15条 何人も、夢のさとにおいて次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 夢のさとの建物等を汚損し、損傷し、又は亡失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯すること。

(3) 許可なくして物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 許可なくして印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 所定の場所以外の場所において飲食し、喫煙し、又は火気を使用すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、夢のさとの管理に支障がある行為をすること。

(入場の拒否、退場の命令等)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、夢のさとへの入場を拒否し、退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に掲げる者のほか、夢のさとの管理上必要な指示に従わない者

2 使用者は、前項第1号に該当する者が入場したときは、速やかに市長に連絡し、又はその他の必要な措置をしなければならない。

(損害の賠償)

第17条 夢のさとの建物等を汚損し、損傷し、若しくは亡失した者又は第14条第3項に規定する義務を履行しない者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、夢のさとの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に夢のさとの管理を行わせることができる。この場合において、第6条、第7条、第9条、第11条、第14条及び第16条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

(選定方法及び選定基準)

第19条 夢のさとの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、事業計画書等により、次に掲げる基準のいずれにも該当するもののうちから、最も適切に夢のさとの管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)として選定するものとする。

(1) 夢のさとの管理を行うに当たり、平等な利用が確保できること。

(2) 夢のさとの効用を最大限に発揮できるものであるとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書の内容に沿った夢のさとの管理を安定して行う能力を有すること。

3 市長は、特に必要と認めるときは、前2項の規定にかかわらず、前項の基準のいずれにも該当すると認められる特定のものを、そのものとの協議により候補者とするすることができる。

(再度の選定)

第20条 市長は、次に掲げるときは、前条第1項の規定による申請者のうち候補者(第2号の場合にあっては、指定を取り消したものを)を除くものの中から再度前条第2項の規定による選定を行うことができる。

(1) 候補者を指定管理者に選定することが不適当と認められる事情が生じたとき。

(2) 次条第1項の規定により指定した後、指定期間開始前までの間に法第244条の2第11項の規定により、その指定の取消しを行ったとき。

(指定管理者の指定)

第21条 市長は、議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を告示する。

(指定管理者の業務の範囲)

第22条 指定管理者の行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 使用許可に関すること。
- (2) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること。
- (3) 夢のさとの施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) 第3条各号に掲げる事業を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、夢のさとの管理に関し市長が必要と認めること。

(事業報告書の提出)

第23条 指定管理者は、毎年度終了後(年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後)、法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第24条 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に旧夢さき夢のさと施設の設置及び管理に関する条例(平成17年夢前町条例第94号)の規定によりなされた許可は、この条例の相当規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成24年3月27日条例第19号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日条例第38号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

施設の区分		利用時間
夢やかた	農産物処理加工室	午前9時から午後5時まで
	研修室	
	そば道場	
コテージ		(宿泊利用) 午後4時から翌日午前10時まで。ただし、1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午前10時から翌日午前10時まで
		(休憩利用) 午前11時から午後3時まで
管理棟	シャワールーム	午前9時から午後5時まで

別表第2(第6条、第10条関係)

区分	単位	使用料
農産物処理加工室	1時間	円 1,100
研修室	1時間	550
そば道場	1人1回	110
コテージ(定員6人)	宿泊	1棟1泊 16,500
	休憩	1棟1時間 1,100
シャワールーム	1人1回	210

備考

- 1 「1泊」とは、午後4時から翌日午前10時まで(1泊を超えて宿泊する場合の2日目以降については、午前10時から翌日午前10時まで)の使用をいう。
- 2 「休憩」とは、午前11時から午後3時までの使用をいう。